

⑪<<近未来技術>>国家戦略特区等提案検討要請回答.xlsx

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新 たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
1	北九州市、九州工業大学、HD-PLCアライアンス、九州計測器(株)	東田スマートミュージアム(一般送配電網以外における高速PLCの使用に係る規制改革)	スーパーシティに応募中の東田地区は、博物館等の施設が集積している。建物の構造上、ネットワーク環境の整備にはLANケーブルの敷設が必要であるが、大掛かりな工事が必要。 既存の電力線を通信線として利用可能な高速PLCを活用することで、ケーブル敷設工事なしにネットワーク環境が整備でき、利用者の利便性や満足度の向上、バックヤードでの作業効率化を図ることが可能となる。	高速PLCの使用は、一般送配電事業者が維持・運用する分電盤に接続され引込口に設置される分電盤から負荷側の電力線のみに限定されており、東田地区のような自営送配電網においては、型式指定品の使用ができず、また個別設置許可も取得できない。	電波法施行規則第四十四条第二項第二号 無線設備規則 第五十九条	高速PLCを一般送配電事業者以外が維持・運用する分電盤に接続され引込口に設置される分電盤から負荷側の電力線においても利用可能とする。	総務省	「一般送配電事業者以外が維持し、及び運用する電線路と直接に電気的に接続され引込口において設置される分電盤から負荷側の電力線」において、一般の個別許可を受けることにより、広帯域電力線搬送通信設備を設置できるようにするため、一般送配電事業者に係る電力系統の電気的特性等と同一と見なせる電力系統の範囲等について検討し、所要の措置を講じる。また、これと合わせて、型式の指定を受けた設備を設置できる範囲の拡大の可否等について、他の通信への影響等を確認し、2023年度中に結論を得て、必要な場合には所要の措置を講じる。
2	大阪府吹田市	弁護士等による各種証明書の職務上請求の電子化	弁護士等による各種証明書【住民票(除住民票含)・戸籍(除籍含)・戸籍附票・改正原戸籍】の職務上請求の電子化	総務省通知 (令和2年4月3日付け総行住第55号)	住民基本台帳法第12条第3項等 戸籍法第10条第3項第2号	電子情報処理組織を使用して、弁護士や司法書士等から職務上の請求により各種証明書の交付請求を受け付ける場合の取扱いについて、整理し所要の措置を講じる。	総務省 法務省	【総務省】 法令上、特定事務受任者など本人等以外の者が電子情報処理組織を使用して住民票の写しの交付請求を行うことは可能です。 ただし、弁護士や司法書士等の職務上請求については、現在、不正請求を防止するため司法書士会等の発行する統一請求書によりすることとなり、オンラインにより請求するためには、統一請求書の提出に代替する手法や、司法書士等の資格を有していることをオンライン上でも確実に証明するため、土業として電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信することなどの対応が必要と考えられます。 【法務省】 オンラインによる戸籍謄本等の職務上請求は法令上可能であると考えられるが、書面による職務上請求においては、弁護士等の所属する会が発行した戸籍謄本等の交付を請求する書面(統一請求書)に当該弁護士等の職印が押されたものによって請求するとされている(戸籍法施行規則第11条の2第4号)一方、オンラインによる請求についてはこれに代わる措置について何ら規定がない(同規則第79条の3)ことから、市区町村において事実上オンラインによる職務上請求が導入できない状況にあるものと考えられる。また、オンラインによる職務上請求の実現に当たっては、不正請求の防止策の検討が必要である。 そこで、同規則の改正内容や実施方法等について、弁護士会や関係府省に意見を聞くなどして検討を進めたい。 なお、(除)住民票及び戸籍附票については総務省において検討されるものと承知している。